

国家公務員は何のために働くのか

—— 東日本大震災の被災者支援の現場から ——

山 下 哲 夫

司会 法学会の講演会を始めます。今日は「国家公務員は何のために働くのか－東日本大震災の被災者支援の現場から－」というテーマで、現在、内閣官房行政改革推進本部事務局長である山下哲夫先生にご講演いただきます。山下先生は、1985年に旧総理府に入府され、その後、霞が関で様々な役職を務めてこられました。そして今年の7月までは、総務省の行政管理局長であられまして、私もかつて総務省に勤めていたことがあり、その時の上司が山下先生でした。山下先生のご経歴のうち、特に今日のテーマにかかわるのは東日本大震災が発生しました2011年の3月に緊急災害対策本部の参事官を務められて、現地の様々な被災者支援に当たられたということで、基本的に今日はそのことを中心にお話しいただきます。もともと講演を依頼した経緯としては、本学法学部の学生に公務員の志望者がとても多いので、そのような学生に対してよりインセンティブを高めるようなお話をしてほしいと山下先生にお願いをしたところ、ご快諾いただきまして今日に至っているということです。開会に先立ちまして、私の話が長くてすみません。学部長からのご挨拶をお願いしたいと思います。

三野学部長 みなさんこんにちは。今、青木先生からご紹介がありましたように、今日は内閣官房行政改革推進本部事務局長の山下哲夫先生にお越しいただきました。いわゆるキャリア官僚の先生です。ご経歴は今、青木先生からご紹介があったとおりですが、皆さん、国家公務員に対するイメージをどういった風にお持ちでしょうか。やはり香川大という地方の国立大学なので、自治体職員と接する機会はそれなりにありますが、国

家公務員が霞が関でどういう仕事をしているのかというのはどうしてもイメージしづらいのではないかなと思います。また、財務省や文科省の例の森加計問題などがありまして、公務員に対するイメージは世間一般、以前からもそうかもしれません、あまりいいイメージが持たれていない。いわゆる公務員バッシングというものもあります。ただ実は、現場の各省庁で働いている公務員の方々というのは本当に地道に、日々国民のためを考えて仕事をしているというのが、私の接する機会を感じる率直な印象です。ですから今日は山下先生のお話を聞いていただき、特にいわゆるキャリア官僚でありながら東日本大震災に関わったということで、現場目線、国民目線で公務員の仕事の在り方はこうだったよということをお話いただけたと思います。ですから、みなさんの国家公務員に対するイメージというのが、これでもう一步近づいて、そちらの方で頑張ってみようかという学生が出てきてくれたら嬉しく思います。今日は大変お忙しい中お越しいただいた山下先生の有意義なお話を聞いていただき、みなさんのこれからの進路選択に役立てていただければと思います。山下先生、遠路はるばるありがとうございました。それではよろしく願いいたします。

1 はじめに

山下 ご紹介いただきました山下です。今日は「国家公務員は何のために働くのか」という演題を担当させていただきましたけれども、あえて東日本大震災の時の被災者生活支援チームの話からさせていただきます。その趣旨は、やはりどうしても国家公務員、国の機関というのは何をやっているのか、という抽象的な話をしてもイメージがしづらいから、ということです。それよりも具体的な話を聞いて、その中から何がしかの物をつかんでいただくということが大事だと思っていますので、私はいつもこういう機会があるときは具体的な話をさせていただいているところです。その際には、そういう具体的な話の中からいちいち、ここから導き出される結論、教訓は何だという、過度な抽象化はできるだけないようにします。皆さん、自分の頭で考えていただければと思います。私の授業ではだいたい、これ、どうしてこうなっていると思いますか？ ということをしていろいろと質問をします。そういうときにはぜひ積極的に手を挙げて答えていただければと思います。ただそれは、知っていること、正解を出すことが大事なわけではありません。なぜそういうことが起こるのだろうか、なぜそういうふうに判断するのだろうか、そういうことを自分の頭で考えるということが、これは公務員に限らないと思いますが、社会人として仕事をしていく上で極めて大事なことです。ですから、決して正解を当ててもらふ必要はありませんし、当てればいいわけでもありませんし、当てなければ偉くないわけでもありません。そういうことで、⁽¹⁾ 気楽に考えていただければと思います。

もう一点だけ前置きで申し上げますと、東日本大震災は大変な災害でありましたので、ここ高松ではありますが、近い方で被災された方がおられるかもしれません。また、最近では西日本豪雨、台風などいろいろこちらでも被害があったところですが、そこは今日は題材ということで、震災、災害の話をしますが、ご容赦をいただきたいと思いません。

2 災害救助法と東日本大震災

それではさっそく、災害救助法の話から始めたいと思います。

まず、災害対策や災害救助の基本であるのが、この災害救助法という法律です。

○災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）（抄）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の対象）

第 2 条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

第 2 章 救助

（都道府県知事の努力義務）

第 3 条 都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

（救助の種類等）

第 4 条 救助の種類は、次のとおりとする。

(1) この方針に基づき、講演当日は学生に対する数多くの質疑応答が行われたが、マイクを通さない学生の応答の記録（テープ起こし）が残っていないため、当該質疑応答の部分については、本稿では割愛している。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - 四 医療及び助産
 - 五 被災者の救出
 - 六 被災した住宅の応急修理
 - 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - 八 学用品の給与
 - 九 埋葬
 - 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
- 2 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。
- 3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

この条文を見てもらいますと、第2条に、この法律による救助は都道府県知事が災害が発生した区域において行うということと、当該災害において被害を受け、現に救助を必要とする者に対してこれを行うということが書いてあります。また、第4条で救助の種類は次のとおりとするということで、ずらっと避難所、炊き出しなどが並んでいます。これらの条文のポイントは2点あります。その一つは、第2条及び第4条にありますように現物支給だということです。実際に被災をして避難所にいる人に対して、国の施策としては、いろいろな費用を支給するという制度もありますが、実際の災害の被災者にとっては現物、物が無いとどうしようもありませんので、第2条の末尾にありますように、実際に被害を受け現に救助を必要とする者に対して第4条にあるような現物を支給するという仕組みになっているということです。

二つめは第2条の1行目にありますように、その主語・主体が都道府県知事になっているということです。これがなぜ都道府県知事になっているのかというと、この災害救助法は東日本のような大震災規模の災害も含め、およそどんな災害にも共通して適用される法律なのですが、大抵の災害は市町村の区域で被害対策は完結します。あるいは複数の市町村になるかもしれませんが、ほぼそういうエリアです。そういった場合には、どこの地域が被災して、どこに被災者がいて、どこを救助しないといけないかを一番掌握できるのが、市町村役場なのです。実際にはほとんどの災害では、避難所を用意したり炊き出しをしたりというのは、市役所や町村役場が担当するのが通例です。ところ

が、この法律上の主語・主体は都道府県知事になっています。それはなぜかという、一つには実際にはもう少し大きい災害というのがあるわけです。その場合には、市町村の区域だけでは対応できなくて、都道府県知事がやらなければならない場合もあるからです。

もう一つは、お金の負担の問題があります。実際にある市町村で被害を受けたときに、市町村役場が実際に避難所の用意や炊き出しなどをしているのですが、これにはお金がかかるわけですね。そのお金を都道府県が負担すると、そういう意味なのです。この引用の中には引いていませんが、災害救助法の後ろの方を見ると、この費用の負担の仕方、都道府県がどのくらい負担して、国がどのくらい補助するかというのがずらっと出てきて、財政状況によって何割というのが全部細かく決まっています。したがって、大抵の災害の場合には、市町村が実際に被災者の支援をやり、その費用を都道府県が負担し、そのうち何割補助せよと国に依頼するのを都道府県がやるということです。だいたいそれが、普通の国の災害の対応です。更に大規模な災害になると都道府県が直接支援する場合もないではないですが、実際には都道府県、県庁は普段そういう仕事をしているわけではないので、通常は市町村がやると、こういうことです。以上が基礎知識編です。

ところが東日本大震災の場合には、市町村がそういう直接の支援ができないばかりか、都道府県もとてもそこまで手が回らないという状態だったわけです。要するに、あの震災に限りませんが、あのように広域で被害を受けますと、その炊き出しの物資を調達して届けるということだけで非常に大変なわけですね。そこで、そういうときには、法律には出てこないのですが、国が直接支援をします。これは実際にそうなると、予備費というのを使って、国が直接物資を買って現地に送るのです。そういうことは昔から、そうなったときのために予定をして机上訓練はしていたのですが、それを本格的にやったのがこの東日本大震災であったということです。

3 被災者生活支援チームによる物資支援

次に、東日本大震災の際に支援チームで行った物資支援の話をしていきます。

先ほど、市町村がいろいろ物資を被災者に提供するとか、今回のような場合には国が直接物資を送ったと述べましたが、これが実は、それほど簡単なことではないのです。例えば東日本大震災が起きたときに、被災者はなかなか食べるものも手に入らないという状況で、おにぎりやパンを送ろうとしたとしましょう。どうやって送りますかね。これが実際容易ではない。それで私が行った被災者支援チームで何をしたかという、まずおにぎりを作っている会社や、パンを作っている会社に連絡をして、おにぎりやパン

だと持ちませんから、何月何日にいくつ作れるかと聞かなければならないのです。そもそもその前に各市町村から何月何日の朝飯用にいくつと、まず注文を聞かなければならない。おにぎりやパンは余分にあっても傷むだけですから、ある程度の誤差は仕方ないとしても、大きく違うわけにはいかない。そうなるとこれはまず、市町村が何月何日の朝飯用におにぎり何個、パン何個、昼飯用に何個というのを、実は避難所ごとにカウントするのですが、それを市町村がまとめて県に要望を出すのです。それを県がまとめて国に伝えてくる。

今度は食品メーカー、メーカーもたくさんありますから、それぞれに、そちらはいくつ作れますか？ と国が聞くのも大変です。こういうときに便利なのがわが国に存在する業界団体というもので、例えば日本パン工業会といった業界団体があるわけですね。そのような業界はこういう災害対応に慣れていますから、その業界団体にどこで、いつ、いくつ提供できるかということを知るので、そうすると、どの工場でも日にいつ仕上がるというのが出てくるので、これをマッチングするのです。ここの県にいつまでいくつ届けなければならないのと、どこの工場でいくつできるというのをマッチングするわけです。それでもまだ足りないときには、どうやって輸送するかという問題があります。もちろん自衛隊も協力しましたが、基本的に、自衛隊は自衛隊にしか行けないところに出動してもらいます。というのは、自衛隊は自分たちで何でもできる組織なので、災害で寸断している道路などにも行けます。そのため、そういうところに運ぶために自衛隊のトラックや船を使うわけですね。したがって、それ以外の一般の車両でも行けるところは、できるだけ民間の車両を使うようにしないと、自衛隊の資源のもったいない使い方になってしまう。

そうすると、今度は全日本トラック協会という業界団体がありまして、トラック、運送系というのは大手の運送会社もありますが、トラック数台しか持っていないという小さいところも多い。個々には聞けないのでトラック協会に連絡をして、それでいつ、どこの工場から、何県までに届けるトラックを派遣できる場所を探してほしいと依頼するわけです。そうするとそのトラックが出てきて、その県までは運ぶけれども、更に県から市町村にも運ばなければならないので、そのトラックの手配もすると。さらに、その現地に届くところは、これはちょっと普通の車両では行けないということには、そこは自衛隊にやってほしいということでもつないで運んでもらうと、だいたいそういう感じになります。

この被災者支援チームでやっていた時には、私は総務省という役所からチームに派遣されていましたが、霞が関のほぼ全ての省庁から職員が派遣されて来ていました。それはなぜかという、食品業界に頼んでその業界と話ができるのは、日常的な付き合いが

ある方が話をしやすいので、ほとんど食品の調達というのは農水省から来ている職員がやりました。トラックの手配は運輸業を担当する国交省から来ている職員がやります。燃料とか日用品は経産省、医薬品は厚労省ですね。ここは自衛隊のトラックを出してほしい、船を出してほしいとなると当然防衛省というように、結局こういうときにはいろいろなツールを総動員しなければなりません。それを全部流さないことには、どこかで途切れるともうそれで届きませんから、そういうチームを組まないといけません。だからそういうプロたち、彼らは業界団体を含めて日ごろからそういう訓練をしていますので、そういう人たちがそういう時にパッと集まってそういう作業を24時間体制で、交代制ですがやっていたということです。なかなか、「物資を送る」という言葉を聞いただけでは、そこまで想像できないかもしれませんが、実際にはその裏では様々なことがあるということです。ところが今申し上げた話もまだ基礎編で、実はもっと大変なことがいろいろあります。

一つは、燃料、つまりガソリンのことです。要するに、被災地は公共の交通機関のあまりないところでしたから、皆さん車で動くわけですね。だからガソリンがなくなる、なくなるというのは届けられないからガソリンがなくなる。そうすると、パニックになるわけです。だからガソリンを運ばないといけない。ガソリンは、石油関係は経産省がやっていますが、西日本からガソリンを大量にタンクローリーで運んで、届けられないところは自衛隊でつないで運ぶ。本当は、ガソリンは危険だからガソリンスタンドで給油しないとダメですね。ところが、ガソリンスタンドも被災している。となると、ガソリンスタンドでなければ給油してはいけないということを決めているのは消防庁、総務省消防庁ですが、ここではそのルールを解除してもらって、最低限これだけやってくればOKということにして給油をすると、そういう流れでした。

ところが、これは私の個人的意見ですが、今回はガソリンを持っていくのがちょっと早すぎたかなと思っているのです。実はあの時、食料は、さすがに命にかかりますから、すぐに届けたわけですが、ガソリンはいろいろなところ、特に西日本からかき集めて運ばなければならなかったのが、相当時間がかかりました。それでガソリンがないというのは新聞をはじめ結構報道されたのですが、私の印象としてはちょっと早く届けすぎたかなという感想を持っています。なぜだと思いますか？ 冒頭述べましたように当てる必要はありません。考えることが大事です。

では、質問を変えましょうか。そういうときにガソリンを潤沢に供給したら、どうなると思いますか？

ピンときませんか。とても多くの方が車に乗るのですよ。ただでさえ多くの道路が被災して通れなくなっていますよね。そこを多くの人々が車で走るようになると、物資を

届ける車が渋滞に巻き込まれて届かなくなってしまうわけです。実はこれも大変に難しいのです。まずは支援物資を届けるとか、医師を届けるとか、そういうところを優先してやっていかないと、危ないということですね。

そのほか結構悩ましいのは、プロたちはみんな知っていることですが、私は行って「なるほど」と思ったのは、東日本大震災の時に最初に送る食料というのはパンとおにぎりだけだったのです。カップ麺などは送らないわけです。なぜだか分かりますか？先ほどの燃料のことよりも簡単な問題です。

水の問題も多分あるとは思いますが、決定的なのはお湯が沸かせないからですね。あの規模の大災害になるとお湯が沸かせないので、そういうところにカップ麺を送っても仕方がない。したがって、あの規模の大災害のときには、まずはパンとおにぎり。そのまま食べられます。それで次のステップで、カセットコンロなどを送る。それでお湯が沸かせるようになると、カップ麺が送れる。カップ麺は保存がきき、賞味期限のことを気にしないでいいので、実は被災地に送る上では楽なのですが、それはそういう環境が整ってからでないといけません。

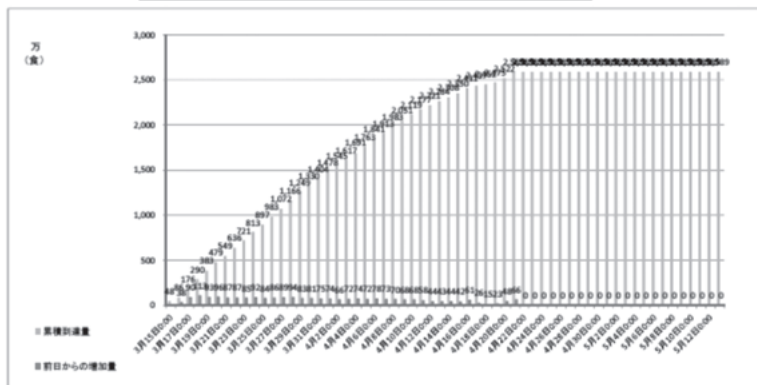
そうやって、最初はパンとおにぎりで、あたたかいものを食べたいなど思っているところへ今度はカセットコンロが届いて、カップ麺が食べられるようになるというのですが、その次はもうちょっと普通のものが食べたいとなる。そういうときに自衛隊が行って炊き出しをするというのがあるのですが、自衛隊には、自衛隊にしかできない道路を切り開いたり、そういうことを優先してやってもらわないといけません。あまり炊き出しなどに自衛隊を使うわけにはいかないので、今度は調理器具、カセットコンロだけではなくもっとしっかりした調理器具を送っていくわけです。このように段階的に物資は届けられていくのです。

それでは、次に右図を見てください。これを見ると、国から食料を送ったのが被災から始まって4月20日で終わっていますよね。これはなぜだと思いますか？

これはなかなか難しいですか。まさに実は民間のお店とか、そういうのが復活したからなのです。でもそれではなぜ、それで国は食料を送るのをやめたのでしょうか？ 何度も申し上げているように当てる必要はないし、これだけ大人数だと手も挙げづらいとは思いますが、皆さん是非、まず自分の頭の中で考えてみてくださいね。そのうえで私の話を聞いていただければと思っています。これは実は、国としては各3県（東北3県）から食料を送ってほしいと要望があればこの後も送るつもりでいました。しかし3県とも、もう不要と言ってきたのです。なぜでしょう？

国が送ると、全国から送ることになりますよね。被災地といっても内陸も被害がありました。基本的にはひどかったのは沿岸部でした。内陸は、まだ農業生産もあり、お店

主要緊急物資（食料、燃料）の到達状況



食料

も営業しているわけです。要するに、自治体は地元にお金を落としてほしいと考えたわけです。国が送るということは、だいたい被災地でない県産のものを買って送るわけです。もちろん災害直後で、県内で生産できない、あるいは流通できないというときにはそれをやるしかありません。しかし、県内で作っているものがあるということになったら、それは県内のものを買ってもらった方が、その買った代金が県内に落ちるわけです。そして、その落ちたお金がまた県内で回っていくわけです。だから実は、これは結構自治体からすると切実なのですね。災害が起きると最初は大変だ、何とかしなければならぬ、ということからスタートするのですが、そのあと少し落ち着くと、今度はいかに県内にお金を落として地元の経済をもう一回元に戻すかということを経験的に考えないと、いつまでも、とりあえず人は生きていても元の社会、経済に戻らないということです。

この関連で、震災が起きた3月の2ヶ月後の5月に岩手県で開かれた各県庁と各被災市町村が打ち合わせる会議に参加したことが思い出されます。その5月の段階で、各県庁、各市町村役場とも気にしていたのは、被災者に提供している食事、弁当などをいつ打ち切るかということでした。あの当時、5月ないし6月くらいで弁当などの食料の提供をやめた自治体が多かったのです。これについて報道では、仮設住宅に入ったら食事が出なくなる、かわいそうだという論調の記事が多かったのです。でも実際は、そうではなかった。要するに県内で、（もちろん災害が起きたから働けない、収入がない人をどうするかという問題は別で、そのことはまた後で出てきます。）働くことができ、収

入がある人がいるのであれば、むしろ県内で消費してもらった方が、それはまた地元の経済の回復につながる。ですから、弁当の支給などをどこかで打ち切ることによって、住民が働いて、お金を稼いで、それを消費して、というところにもついかないと町が元に戻らない。しかし、それをやると報道機関から批判されるだろうなということで、なかなか足を踏み出せない。しかし、それはどこかで思い切らなければならない。というわけで、どこの自治体でも仮設住宅に入ったら食事を出せないというわけではなくて、実際の自治体も働けない人や高齢者とか、買い物に行けない人には食事を出しているわけです。どうしても、あまり考えずに物を見てしまうと、かわいそうなところ届けばいいという感じになってしまいがちですが、必ずしもそうではないのです。

この関連で、分かりやすいもう一つ物資の例に、当時よく報道されていたパーテーション（衝立て）の件があります。災害救助法は別名「ドラえもんポケット」といって、どんなものでも被災者が必要なものは送ることができます。例えば夏場で避難所の体育館のようなところが暑いとなると、体育館用の大型のエアコンを送って設置することもできるわけです。あるいは、避難所にパーテーションを送ることもできます。これが当時、パーテーションがあまりなくて避難者にプライバシーがなくてかわいそうだという報道がされました。そのため自治体に、パーテーションを送ることはできるので、必要であれば言ってほしいと伝えたのですが、あまり注文が来なかった。なぜでしょう？ これは難問です。

避難所というと、大抵、体育館のような大きな場所をイメージされますよね。ところが、実際は違うのです。つまり、仙台市とかもう少し南の辺りには体育館があるかもしれませんが、牡鹿半島や三陸のリアス式海岸に体育館があると思いますか？ ほとんどありません。それではどういうところが避難所になるかという、人家なのです。三陸の地理の話ですが、リアス式海岸は海岸沿いにはほとんど平地はなくて、そこからいきなり標高 2, 300 メートルくらいの高い大地になって、高い大地の上に人が住んでいます。そして、だいたいあのようなところで家が大きいので、そういう家が避難所になります。家にはふすまがあるので、パーテーションはいらないというわけです。三陸やリアス式海岸近辺の被災者は、大概近場の大地の上にある地区長さんの家とかそういうところに避難していました。ところが、そういうところには、テレビカメラが入らない。入ってはいけないというわけでもないが、取材申込みがしづらいのかもしれない。そのため、避難所というと体育館という印象になるのでしょうか。しかし、必ずしもそういうわけではない。いや、あの時マスコミにいろいろ批判されましたが、政府は間違っただけはしていません、という弁明を私はしているわけではなくて、ちょうどこの一見した見方と現実が違うというギャップが大きい例として挙げたまでです。念のためです

が、今日、私は、特にそういう役所を擁護する立場で来ているわけではありません。物資については、以上です。

4 諸外国からの救助チーム・専門家チームの派遣受入れ

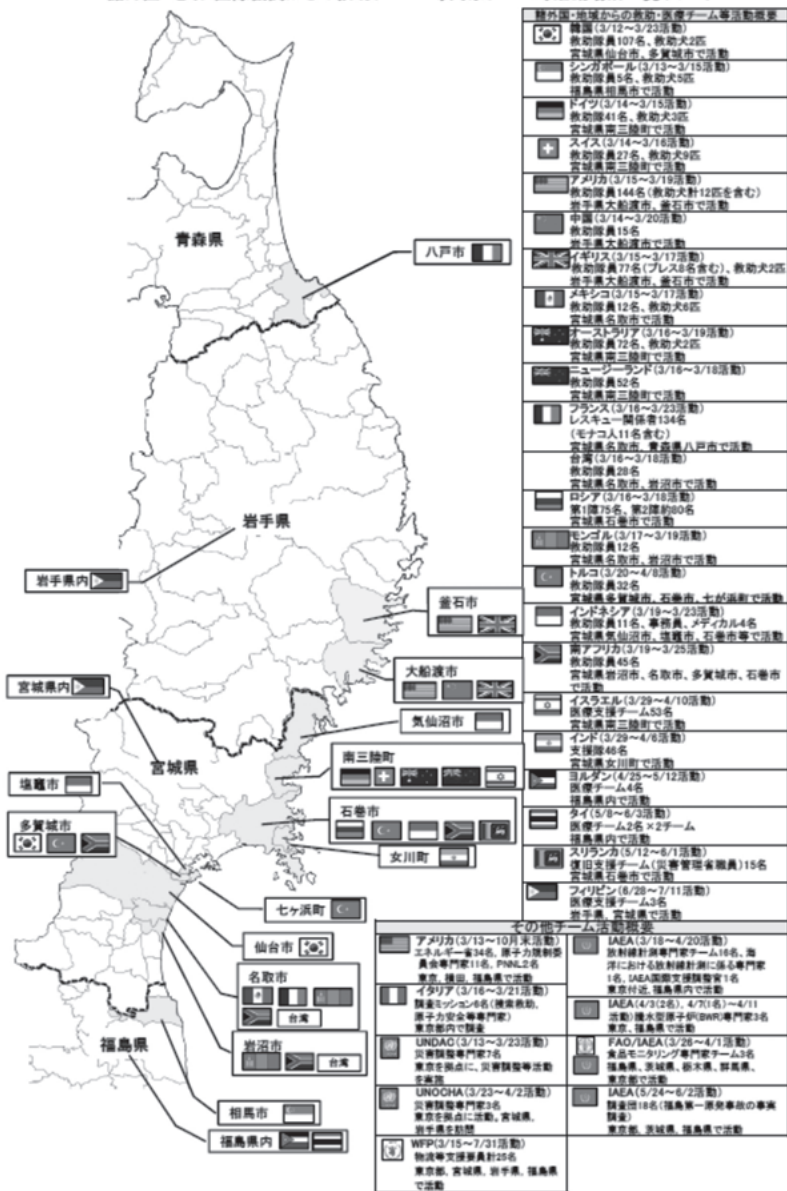
では次に、諸外国からの救助チーム、専門家チームの派遣や物資受入れについて、お話しします。これは実際にわが国も外国で災害が起こったときに物資を送れるように成田の近くに倉庫があって、そこにいろいろな支援物資を貯めてあり、何かあると外国へ送ることもあります。それからもちろん、国内にも、それと同じ要領で外国からも、こういうときにはいろいろなものが送られてくるわけです。

それから、人も送られます。これについては、国際緊急援助隊というのを聞いたことがありますか？ わが国にも国際緊急援助隊という救助チームというのがありまして、これは災害が起きてすぐ間もないうち、72時間といわれる間にまだ人が埋もれていないとか、そういうことを探すチームです。それからその次に医療チームやその他の専門家チームを送ったりするわけです。次図がその諸外国から受け入れた救助・専門家チームがどういう所で活動したかということです。

物資のところで時間を使ってしまったので、ここでは先に答えを言ってしまうのですが、図を見て分かる通り、だいたい3月にいろいろな救助・専門家チームを受け入れているわけです。被災直後の時には、捜索など、もちろん自衛隊や消防もいますが、人手は少しでも多い方がいいので、そういうときには諸外国からも救助隊チームを受け入れて、捜索をするわけです。そして、実はこの東日本大震災の時に、諸外国からの医療チームの受入れというのが少なかったのです。この図で見ると右側の真ん中より少し下あたり、イスラエルから南三陸町にきていますが、それぐらいしかなかった。これがまた当時、「わが国はなかなか外国の医師を受け入れようとしない」とよく報道されたのです。

医療の関係では、DMAT というのを聞いたことがありますか？ 国内にも DMAT があり、そこに医師が登録してあるわけです。そして、災害が起きると DMAT のその週の当番の医師が現地に派遣される、というふうに国内ではやっています。大災害のときには、この DMAT の医師は外国にも派遣されることがあり、国内の災害のときにも足りない場合には外国から受け入れたりします。ただ実は、阪神淡路大震災の時に医師の受入れが十分にできなかったという批判がありまして、その後いろいろな手当てがされました。そのため、東日本大震災の時には、実は医師を外国から受け入れるには何も制約がなくなっていました。にもかかわらず、実際には受入れはほとんどありませんでした。

諸外国・地域・国際機関からの救助チーム・専門家チーム等活動場所一覧(1/30)



例によって政府を正当化するわけではありませんが、医師の受入れが少なかったことが結構報道されたのです。しかし、医師の受入れが少なかったことにはそれなりの理由があります。なぜでしょう？

これはなかなか報道機関には説明しづらい理由だったので、批判されるがままにするしかありませんでした。阪神淡路大震災は、けが人が大勢いました。一方、東日本大震災は、不幸なことに、けが人はあまりいなかったのです。そのため、その医療が必要な場面があまりなかったというわけです。実際には、病院とか老人ホームも被災しているのです、そういうところで医師のニーズはあるのですが、要するに災害でけがをした人の治療ではなく、慢性疾患などの治療なので、外国から医師を受け入れて、さっと役に立つかというところではない。したがって、現地では外国の医療についてのニーズは、ほとんどなかったというわけです。これは、対外的になかなか説明しづらいことでした。このことからいえることは、災害ごとに、あるいは地域ごとに、影響が大きく違うので、臨機応変に考えなければならないということでしょう。

また、諸外国からの物資の受入れについても容易ではなくて、外国から提供の打診があった物資を全て受け入れると、倉庫が満杯になってしまうのです。少し話を戻しますが、国内で物資を送るときに市町村の要望数を県庁で集めて、県庁から国に要請がありそれを県に送って、県が市町村に届けるといいましたね。簡単に説明しましたが、実はこれが結構大変なわけです。県に送った物資というのは、例えばおにぎりが1万個あったとして、そのうちの何個はこの市町村、何個はこの市町村というふうに分けなければならない。ところが、この市町村にはおにぎりだけではなくて、ほかにもカセットコンロも送るかもしれないし、日用品も送るかもしれないのです。つまり、県庁ごとに仕分けをしなければならないわけで、今回分かったのは、物資を扱う上での素人にはこれは全く無理ということ。特にいろいろなところから応援でいろいろな物資が送られてきますが、腐らないもの、例えば毛布だとかつい受け入れてしまいます。実際、今回、「毛布を受け入れすぎた」と言っている自治体が結構ありました。腐らないからと思って受け入れたら、すぐに倉庫が満杯になってしまったと。

もっとも、倉庫が満杯になるくらいならまだいいともいえます。実際にそのように送られてくる物資を、こちらから来たこれとこちらから来たこれを組み合わせるこへ送って、こちらから来たこれを更にこちらに分けてということをやるのは、かなり大変でした。結局そこがネックになってしまい、最初は自衛隊にやってもらいました。自衛隊はある意味万能で、自衛隊だけで全ての兵站、ロジスティクスまで全部できる組織なので、そういうこともできるのです。しかし、先ほどから申し上げているように、やはりそういうところで自衛隊にお願いするのはもったいない。では、誰にお願いしたで

要するに、あまり皆さん書いてくれなかったのです。なぜでしょう？

難しいですか。要は、国に対する要望ってあまりないからです。例えば、国が広報で知らせるのは、「この道路が今後つながります」とか、「こういうふういろいろな物資が流れるようになります」といった内容なのですが、被災者が知りたいのは、もっと自分の周りのことなのです。今いるこの場所がどうなるか、ということなのです。そこまでは国はなかなか情報提供できないので、実は私も5月に三陸を回った時に、避難所に行く都度この壁新聞がどこに貼ってあるのか確認したのですが、だいたい誰も見ないような端の方に貼ってあって、メインのところに貼ってあったのは自治体の壁新聞なのです。それを見て、なるほどそれはそうだと納得しました。結局、この自治体でこのサービスが得られるのかとか、こういうことが今どういう状況になっているか、被災者はそういうことを知りたいわけです。したがって、被災者は政府広報をあまり見ないし、別に国という遠いところに頼みたいわけでもないの、あまり要望が書かれなかったということでした。

6 アンケート調査

次に、震災直後に実施した「3県全避難所に対する実態把握調査」について話します。この調査の第1回の結果は4月15日、だいたい被災から1か月くらい経った頃に報告されています。一応物資は送った、燃料なども送った、救助もやっている、あとで話しますが仮設住宅の手配なども始めているという頃でしたが、もうこの時点で1か月です。そろそろ避難所の状況は大丈夫か？ということが心配になってきて、避難所の実態把握というのをやりました。しかし、避難所というのは法人組織ではありませんから、実態把握といってもなかなか大変です。一応管理者がいますが、大きな体育館系の避難所では、自治体の役場の職員が管理者になっていることが多い。小さいところでは、その集落の地区長さんという人が、管理の責任者になっているわけです。そういう人に頼んで実態把握をやるわけですから、あまり細かいこととかややこしいこととかを聞くわけにもいかないので、簡単な調査にしました。

次頁の調査結果を見て何か気づいたことはありませんか？ 注目してほしいのは、1頁の上のところ、この4月6日から10日という時点で避難所はまだ1,000カ所あり、そのうち回答があったのが323カ所、回収率が3割だったということです。これは予想していて、おそらくそんなに返ってこないだろう、と考えて調査したのです。では、ここから考えてください。なぜ、そんなに回答が返ってこないだろうと予測しながらも、この調査をやったのでしょうか？ これは、時間があつたらゆっくり考えていただきたい問題です。

平成 23 年 4 月 15 日
被災者生活支援特別対策本部
3 県全避難所に対する実態把握結果について (第 1 回)

I 概要

1 実態把握結果の概要

期間 4 月 6～10 日(12 日まで)に現地対策本部に回答があったもの
対象 1,047 か所 うも回答 323 か所 (回収率 30.9%)
(県別の回収率 徳島県 22.6% 宮城県 37.6% 福島県 31.5%)
※県・市町村を通じ各避難所把握を依頼。今回は福島県については
県が把握を実施。

2 総評

今回の回収率は 3 割にとどまり、以下は回答があった避難所に
係る状況。

(1) 水道等は 7 割以上で復旧しているが、全く復旧していない避難所が 4
か所。

(2) 食事は一定程度行き渡っているが、未だ温かい食事の提供ができてい
ない避難所が 7 か所。

(3) 替えの下着がないか、あっても洗濯できない避難所が 151 か所。

(4) 閉じ切りなどが全くない避難所が 91 か所。

(5) 医師・衛生看護 (医師等の巡回、薬の確保、入浴、トイレ、ゴミ処理)
は概ね良好な状態にあるが、医師面のケアが十分でない避難所、未だ入
浴できない避難所やゴミ捨て場がない避難所がある。

(6) 総合的に見ると、環境が著しく厳しい状況又は厳しい状況にある避難
所は 36 か所。

3 対応

(1) 特に環境改善が必要な避難所への支援の強化について、県・市町村
に特に要請する。

(2) 回答のなかった 7 割の避難所について、把握を進める。

(3) 特に大きな問題 (未だ温かい食事の提供ができていない) について
は、別途対策を検討する。

1

II 各項目の状況

(1) 水道・電気・ガス・燃料

1 水道・電気は復旧し
ておらず、ガスも利
用できない。燃料も
著しく不足。

2 水道・電気・ガ
スのいずれかが
復旧している

3 水道・電気・ガス
が利用可能。燃料
も入手可能

(2) 食事 (5 段階)

1 毎日、おにぎり
やパンのみ。

2 おにぎりやパ
ンに、肉、お
かずが加わる。

3 おにぎりや
パンに、お
かずが加わ
る。

4 毎日、おにぎ
り、パン、お
かずが加わ
る。

5 毎日、おにぎ
り、パン、お
かず、温かい
物を食べられ
る。

(3) 下着と洗濯

1 替えの下
着がない。

2 替えの下着はあ
るが、洗濯ができ
ず不足している。

3 数が充足し、
洗濯もできる。

(4) プライバシーの確保

1 閉じ切りなどが
全くない。

2 着替え場所な
ど一部は、仕切
られている。

3 着替え場所が
仕切られていて
は、ある程度
プライバシーが
確保されている。

2

(5) 医師、看護師又は保健師の巡回等

1 医師、看護師又は保健師の巡
回がない(巡回 10 日に 1
回程度以下)で、近隣の医療
機関も利用できない。

2 週に数回程度
巡回している
が、医療、看護師又は保健師が
巡回している。又は、近隣の医療機関が
利用できる。

3 1 日に 1
回巡回がある。又は
医師、看護師又は保健師が常駐し
ている。又は、近隣の医療機関が
利用できる。

(6) 薬

1 全般的に入手困難
(巡回医師等の携行品、支
援物資等のほか、薬局等の
利用も含む)。

2 分野によっては不足
(巡回医師等の携行品、支
援物資のほか、薬局等の利
用も含む)。

3 全般的に充足している。
(巡回医師等の携行品、支
援物資のほか、薬局等の利
用も含む)。

(7) 入浴

1 大震災以来、入浴
できない。

2 週に 1 度程度
入浴可能。

3 避難所施設や近隣の基
地等に週に数回以上入浴
可能。

(8) トイレ

1 トイレ (仮設トイレを
含む。)の数が十分
でない。

2 トイレ (仮設トイレ
を含む。)の数はあ
るが、汲み取りなど
が不十分である。

3 仮設トイレを含
めて十分な数があ
る。汲み取りなど
が行われている。

3

(9) ゴミ処理

1 ゴミ捨て場が
ない。

2 ゴミ捨て場は定
められている
が、処理は週に
1、2 回。

3 ゴミ捨て場が定め
られて、週に数回は処理さ
れて、衛生的に保たれ
ている。

(10) 総合評価 (5 段階)

V 非常に
厳しい状況
にある避難
所 (0 か所)

IV 著しく
厳しい状況
にある避難
所 (2 か所)

III 厳しい
状況にある
避難所 (3
4 か所)

II 依然
として
厳しいもの
の生活環境
がやや改善
している
避難所 (1
2 4 か所)

I 一定
程度の生
活が可能
な状態に
ある避難
所 (1
6 3 か所)

(参考)

数値の合計 (項目ごとの重みは加味していない)

V 非常に厳しい状況下にある避難所 0～16 点
(想定される状況の具体例：水道等なし、おにぎり・パンのみ、入浴不可)

IV 著しく厳しい状況下にある避難所 17～24 点

III 厳しい状況下にある避難所 25～31 点

II 依然として厳しいものの生活環境がやや改善している避難所 32～38 点

I 一定程度の生活が可能なお状態にある避難所 39～45 点
(想定される状況の具体例：水道等復旧、温かい食事、週数回入浴可能)

4

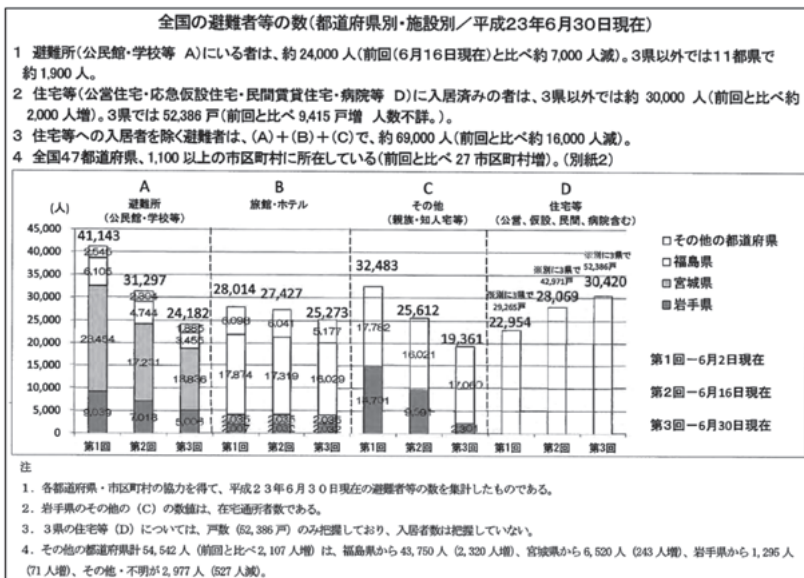
実は、この調査をやろうと考えた最大の目的は、どこの避難所から回答が返ってこないかを調べるためだったのです。要するに、回答が返ってこないということは、その避難所の管理者の手が回らないか、状況を把握していないか、そのどちらかということになるわけです。そういう避難所に気を付けて見ておかないと危ない。避難所は1,000カ所もあるのです。

この調査の結果はこうやって公表しましたが、間仕切りを除くとそんなに悪くない評価でした。しかし、その対象は回答が返ってきている避難所だけですから、状況が良いのは当然です。そんなことが知りたかったというわけではなくて、外向きにはどこの避難所がどうとは公表していませんが、都道府県や市町村には、回答がなかった避難所を伝えて、ケアしてほしいとお願いしたというわけです。

避難所の管理も結構大変で、最初災害が起きてわっと集まるときには、皆さん慌ててくるので、体育館のようなところになると、まず土足で入れてしまうのです。そして、これが一番病気の元になります。避難所で一番気を付けないといけないのが、感染症です。感染症が起きたらすぐに広がってしまうので、必ず病気の感染を防がないといけない。そのためには土足禁止というのが大事なのですが、これも最初どっと集まってきたら、どうしても土足のまま入ってしまいます。そうなってしまったら、あとから「土足をやめてください」と決めるだけではだめで、一度、被災者が持ち込んだ荷物を全部どけて、皆で掃除をして、そのあとに入らないと意味がないわけです。そして、これをするには、避難所にある程度の指揮能力がいるわけです。そのため、ある意味10個マルを付けるだけの調査が返ってこないという避難所があるのであれば、これは役場から手をかけないと、そういうこともできないだろうというふう考えたということです。

7 全国の避難者等の数

次表は、全国の避難者の数が出ていますが、東日本大震災の時には、新聞の1面に避難者10万人とかそういうのがよく書かれていました。しかし、実はこの避難者という概念が本当はややこしくて、避難者というと避難所にいる人というイメージがあるでしょうが、避難所にいる人もいれば、旅館、ホテルを借り上げてそこに入っている人もいます。つまり、災害救助法上、旅館とかホテルを借り上げることもできるわけです。ずっと避難所にいるとエコノミー症候群などの心配もあるので、旅館やホテルで少し休むことも必要であると自治体の職員などが考えるわけです。一方、例えば岩手でいえば花巻という温泉地にお客さんが来ないので、ならば避難者受入れに使ってもらえれば、旅館にはお金が落ちるし避難者は楽になるからということで、この旅館、ホテルも推奨したのですが、これが案外伸びませんでした。これはなぜでしょう？



これは難しい問題かと思えます。個人的な印象として、三陸の人たちはほぼ、海辺から離れたがらないのです。やはり、漁ができるようになったら漁に行きたいと思っているので、「1、2泊くらいホテルで休んだらいかがですか?」ということを推奨しても、あまり離れたがらない。

ほかにも親族、知人宅に行っている人もいるし、仮設住宅にいる人もいますが、「避難者何人」というときには、その内訳が何の数字か気を付けて見ないと、どのくらい辛い状況にあるのか否かということが分からないのです。

8 仮設住宅

次に住宅関係です。仮設住宅についても、業界団体が力を発揮してくれました。全国住宅生産者団体、協会とか、プレハブ協会というのがあって、そういった団体が全部の県と災害協定を結んでいるのです。それで個々の業界団体が優れているのが、仮設住宅が必要ということになると、その数に応じて、資材だけではなくて、それを作る人員も併せて、セットで手配して運んでくれるのです。この場所に何戸作ってほしいと頼めば、必要な資材と作る人は用意してくれるということになっています。それで進めたいのですが、最初の出だしはそんなに数が出ませんでした。実は最初に資材と人手の方は

確保してしまっているのに、すぐに作れませんでした。なぜでしょう？

答えは、場所が確保できないからです。皆さんは、三陸のあたりに馴染みがないでしょう。私も東京出身ですから同じなのですが、海辺の町は土地が狭いのです。その土地は被災してしまって、堤防も壊れて次に津波が来たら危ないので、山の上に作るしかないわけです。実は三陸には、山の上には平地が結構たくさんあるのです。そういうところに、例えば遠野とか、あそこは内陸だから、自衛隊が基地を置いたり駐屯したりできるくらいのスペースがあります。したがって、住宅も作れます。しかし、先ほども申し上げたように、皆さんあまり海辺を離れたがらないので、仮設住宅をどこに作るかという住民との調整がなかなかまとまりません。私が5月に行って驚いたのは、ある海辺の町で、家は全部壊れてコンクリートの土台しか残っていないところに家を建てている人がいたのです。おそらく自分でやっていたのですが、危ないと思いました。それで、その市町村の役場の人に聞きましたら、「皆さん離れたくないのですよ…」と。こういうことは統計の取りようがないから分かりませんが、いろいろな事情があって、例えば、漁が再開できるようになったらすぐに海に出たいから、内陸に上がってしまうことはできないという事情。あるいは、近しい人がまだ行方不明状態で、いつ見つかるか分からないから離れたくないという事情。そして、皆が離れてないのに自分だけが離れたくないという事情。小さい集落ですから、結束力が高いのでしょう。そういうことで、皆さんなかなか離れてくれない。そのため、「仮設住宅を安全な丘の上に作りたい」と言っても、「いやこの辺りでどうにかなりませんか」というやり取りが大変多い。辛抱強く説得していかなければならないのです。

マスコミ批判が目的ではありませんが、「高齢者が気の毒だから仮設住宅に入れるべきだ」との報道がありました。ところが、これもあまりよくないのです。なぜでしょう？

高齢者に早く仮設住宅に入ってもらおうとすると、その仮設住宅が高齢者ばかりになってしまいます。そうすると、その後が大変なのです。その高齢者たちの見守りを誰がやるのかという問題があって、若い人が混住していれば、その若い人に「周りを見ておいてください」と頼むことができます。また、遠いところにいるお互い顔なじみでない高齢者を同じ仮設住宅に集めてしまうと会話がなくなってしまうので、それが一番よくありません。そのため、集落単位で移していくというのが基本なのです。集落単位で移すことにより、そのコミュニティを維持できるようにして、そのコミュニティの中で見守りというか、何とか助け合いができるようにしておく必要があるのです。

9 被災地への公務員の派遣

当然のことながら、被災自治体の職員だけでは足りないのです、日本中の自治体から応

援職員が行きました。

また、被災地の要望に応じて国家公務員も派遣しました。しかし、国家公務員への派遣要望はほとんどありませんでした。冒頭申し上げたように、災害のときに、避難所を運営するのは、そういう経験を持っている市町村がほとんどなのです。そのため、実際の災害のときには市町村職員でないとあまり役に立たないのです。特に市町村の中でも、政令指定都市のように大規模にチームで派遣できる場所というのが一番良いのです。これに対して、国家公務員は、制度であったり、何というか裏方はやっけていても直接の支援の部分は経験がないので、なかなか役に立ちづらいということがあります。

10 雇用創造事業

先ほど物資支援のところ、物資支援をしたとしても、その後は地元でお金と経済が回っていくようにしなければならぬということを申し上げましたが、このことが回るためには稼ぐための仕事があるということが大前提になります。ところが、震災があったがゆえに、例えば港が被災して船が出せないと漁ができないわけですが、たとえ船が出せても水産品の冷蔵庫や製氷のための冷凍庫が壊れていれば、漁に出られません。特に牡鹿半島から北の方の場合には、漁か、漁をしたものを加工するか、といったことが中心で経済が回っているため、漁が成り立たないとお金も回らないわけです。それは自治体にとっては深刻な問題であり、そこで新しい仕事を作ってお金を稼げるようにしなければならぬ。そのため、8,810 億円という事業規模の「重点分野雇用創造事業」というものが実施されました（対象事業に被災地支援業務が加えられた）。国からお金を出すことはできるので、それで新たに仕事を作るということです。

もっとも、震災で仕事がなくなってしまったわけですが、逆に震災があったことによつて、やらなければならない新しい仕事もかなりありました。たとえば、避難所の運営、先ほど申し上げたように仮設住宅での高齢者の見守りであるとか、また仮設住宅に行ったら学校とか買い物のために送迎バスを出すとか、いろいろとあるのです。さらに、役所の行政事務も人手が足りないわけです。このように、一方で災害があったがゆえにやらなければならない仕事があり、一方で災害があったがゆえに働けないという人がいるのです。

それならば、国からお金を出すので、雇用の場を確保してほしい、ということ働きかけたのです。例えば漁に出られなかったのは船の被災もありますが、港の被災も大問題でした。港の海の中に網や漁具といった「海がれき」が沈んでいて、危なくて船が出せないわけです。海がれきをさらわないといけませんが、人手が回らない。それを漁に出られない漁師さんにさらってもらおう。

このようなことをして、先ほど弁当などの食料支給をいつ打ち切るかという話をしましたが、それとともに仕事をどうやって作るか、働いてもらえるか、これがまた一つの大テーマでした。

11 がれき処理

がれきの関係も大変で、がれきを持っていく場所がなかなかないのです。仮設住宅を建てる場所、平地というのなかなかないのですが、がれきを持っていく場所も同じです。がれきについて詳しく話す時間がなくなりましたが、少しご紹介しておく、がれきの関係で後で問題になったのが、膨大ながれきを今、野積みしていることです。野積みしている家電は、まだ電気が残っていたり、薬品が残っていたりして危険なので、処理しなければなりません。

今のお話は後で問題になることですが、震災直後のがれき関係が一番問題になったのが、私有地に入れないということでした。要するに、津波で流された家財が別の家の敷地にあるかもしれないとしても、私有地には無断で入れないということです。ましてや私有地にある物を勝手に撤去できません。道路にあるがれきは市町村や自衛隊がどんどん撤去できますが、私有地にあるがれきは、法律的に撤去できないのです。

震災の後、数日後くらいに自治体からその対応の相談があり、深刻な問題ということで、関係省庁、具体的には警察、法務省や内閣法制局等が集まって、1週間くらいで「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」をまとめました。その指針には、一言で言えば「常識的にやりましょう」と書いてあるわけですが、そういうことを国がリードすると、皆さんやりやすくなるのです。

実は、当時被災地では自宅の敷地にがれきがあると、自治体や自衛隊が撤去してくれないから、こっそり夜の間に道路に出してしまうということがありました。そうすると、道路がますます狭くなってしまい、車が通れなくなるので問題です。また、がれきといっても全壊してしまった家というのは、言い方が悪いかもしれませんが、それほど悩みません。一番困るのは、家の外形はとどめているものの、弱くなってしまってダメというケースです。壊しているものかの判断ができないのです。そして、その住人はどここの避難所にいるのか調べることも難しい。つまり、住人本人に、これは壊してよいのか、そのままにしておくのかを確認することが大変困難でした。これについては、たまたま、どこかの市町村がある発明をしました。その発明とは、避難所で住民に緑の旗と赤い旗を配布し、家を壊してよいという場合には緑の旗を立て、逆に壊してほしくないという場合には赤い旗を立てておいてくださいとお願いしたのです。そして、住人が自宅に行ったときに旗を立てかけておいてくれれば、壊すときにその家の持ち主を調べる

必要がないわけです。その旗だけを見て作業ができるということで、とても効率的で、これは一気に全国に広がりました。

12 被災者支援チームの様子

最後に、私がいた被災者支援チームでどんな感じで仕事をやっていたかということ写真をでお伝えしておきたいと思います。



国家公務員は何のために働くのか（山下）

まず、上の写真は、3月下旬に体育館のような講堂に臨時のイスとテーブル、パソコンなどを入れて仕事をしている様子ですね。

次に下の写真は、同じ時期に開いていた政治家も入れた運営会議の様式です。この写真の右から2人目は、昨日亡くなられたという報道があった仙谷由人官房副長官(当時)です。今日縷々申し上げてきたことを次々と意思決定して、各省への依頼事項を決めていったりすることは、実は大変に面倒なことなのです。そのため、こういう政治家と役人などが集まった運営会議を毎日11時開始と決めて、11時に自動で集まっています。これは学生だと分からないかもしれませんが、役所だろうと企業だろうと、会議のために関係者を集めてセッティングして出欠を確認してとか、そういうのがまた面倒なのです。通常は、政治家が出る会議ですと、そういうセッティングをやりますが、それもやめました。全部11時に自動で集合。来なくても会議を始めてしまう、事前に説明も一切しない。この会議の場で聞いてくださいと。その場で状況を聞いて、こうしよう、ああしようというのを判断しようと毎日やっていました。その模様ですね。このあたりは、ちょっとピンとこないかもしれません。

13 行政の行う事務

残り時間がわずかになってきましたが、本当は演題の「国家公務員は何のために働くのか」というテーマからすると、もう一つ用意した資料2「行政の基礎知識～国・地方自治体の仕事～」の話の方が身になるのかもしれませんが、しかし、この資料は、理屈の話なので見れば分かるし、人の話を聞かなくても大体分かる内容です。むしろ、せっかくの機会なので、これまで取り上げてきた具体的なことをお話しして、何がしかを感じてもらおうと思った次第です。

でもまだ少し時間がありますのでご紹介すると、行政がやっている仕事というのは、だいたい次図の4分類ではないかというのが、これは誰の教科書にも出ておりませんが、私個人の説です。

この4通りについて、下から具体例を挙げて説明しましょう。

まず④について、たとえばスポーツセンターといった公共施設を作り、管理するような仕事というのは都道府県、市町村主体で立案して実施する。モノによっては国から何らかの補助がある場合もあるかもしれませんが、補助があろうとなかろうと自治体主体でやります。このような行政の領域というのは、もちろん数多くあり、これが一つのパターンです。

次に③は、実施は地方でやりますが、制度と予算は国が担当するというパターンです。たとえば生活保護についての給付水準とか予算であるとか、そういう制度は国、厚

国家公務員は何のために働くのか（山下）

実は国家公務員というのは自衛官を除くと、自衛官を除いてカウントするのが普通なのですが、自衛官を除いて約30万人います。これが、私はかまぼこ型と呼んでいます。その内訳の棒グラフです。この一番左、内部部局4万人、これが私のような霞が関の人たちです。いわゆる国家公務員というと霞が関をイメージすると思いますが、国家公務員30万人のうち、霞が関にいるのはこの4万人だけです。この4万人が先ほど申し上げたような政策や法律や予算を作ったり、それを配分したりと、そのような仕事をしているわけです。残り約26万人というのは表を見てのとおり、だいたい現場の仕事をしているのです。このようにまず、実は都道府県と市町村もやっている仕事は結構違うのですが、そこは省略すると、国と自治体でどの部分をやっているかということに結構違いがあります。それは先ほど震災の話で申し上げたところで、それがお分かりいただけるように整理したつもりです。

そして、一般化してみても、先ほどの4つのパターンで紹介したように、分担でやっている。特に国家公務員の中には直接現場でやっている刑務所、税務署、ハローワーク、税関、あとは海上保安庁であるとか、そういうところがあるわけです。したがって、皆さんが将来の志望先を考える際に、特に公務員の中で考えるには、自分のやりたい仕事かどの領域なのか、ということ、分野もさることながら、その抽象度も意識して考えていただけないかと思います。

時間がいっぱいになりましたので、これで終わります。

司会 ありがとうございます。もう少しゆっくりお話を聞きたかったところですが、時間になりましたので、これで講演会を終了します。あらためて山下先生に拍手をお願いします。

(やました・てつお 内閣官房行政改革推進本部事務局長)

【編集注】

本稿は、平成30年10月17日に行われた香川大学法学会講演会の記録である。講師の肩書きは、講演会当時のものである。